

平成31年2月12日

保護者の皆様へ

福島県高等学校PTA連合会長 石川 直哉
福島県高等学校長協会会長 阿部 武彦
福島県高等学校生活指導協議会長 富樫 実
福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

高校生の規範意識を高める取組について（依頼）

日頃よりPTA活動及び学校の教育活動に特段の御理解をいただき感謝申し上げます。

さて、マスコミ等の報道にあったように、昨年12月2日未明、いわき地区の複数の生徒が同じ学校の職員と飲酒した上、その職員が運転する車に同乗し事故に巻き込まれるという事案が発生しました。さらに、先月28日の明け方、いわき地区の生徒が、酒気帯び運転の疑いで逮捕されるなど、残念な事案が相次いで発生いたしました。これまで、生徒の命を守ることを第一に考え、「4プラス1ない運動」に賛同し、指導を徹底するとともに、保護者の皆様にも協力をお願いしてきたところであります。

現在、高校生の9割以上がスマートフォンを所有し、SNSがコミュニケーションツールとして一般化するなど、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。情報の氾濫とともに多様な価値観にさらされる機会も増加し、子どもたちにとっては、従前のように規範意識を身に付けることが難しくなっている状況にあると考えます。

一方で、昨年、成人年齢を18歳に引き下げる法案が国会で可決されるなど、若者に社会参画を促す流れが強まっていることから、保護者、学校、地域が連携し、高校生の規範意識を高める教育について、しっかりと取り組まなければならない時期に来ております。

規範意識は、家庭でのしつけや基本的な生活習慣の確立を基盤とし、学校における他者との関わりやきまりを守ることを通じて醸成されます。このため、保護者の皆様におかれましては、日頃から、法やルールを遵守する意義についてお子様と一緒に考える時間を持つなど、下記の観点に立って、規範意識の高揚に向けた取組を徹底するよう、御理解と御協力をお願いいたします。

記

○ 高校生の規範意識を高めるための指導の観点について

- 1 保護者や教員が日常のさまざまな場面においてきちんとした価値判断を示すことが、生徒たちが社会規範を明確に認識することにつながります。
- 2 服装や言葉遣いの乱れを生徒の心のサインとして受け止め、小さな問題行動でもあいまいにしないことが、大きな問題行動の発生を防ぎます。
- 3 日ごろから生活指導の基準や内容を周知・共有することで、学校と家庭、地域が連携・協力して生徒の問題行動に対応することが大切です。

（ 事務担当 福島県高等学校PTA連合会事務局 電話024-545-3368
福島県教育庁高校教育課 電話024-521-7773 ）